

資 料

（国民生活に関連したその他の事項（地方税））

目 次

・ 国民生活に関連したその他の事項	1
・ エンジェル税制（個人住民税）	2
・ エンジェル税制の改正（個人住民税）	3
・ 居住用財産の買換え特例制度	4
・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除	5
・ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除制度	6
・ 居住用財産の譲渡所得に関する課税関係	7
・ 土地譲渡益課税制度の概要	8
・ 税制における子育て支援のあり方（個人住民税）	9
・ 医療費控除の概要	10
・ 電子政府の目指す社会	11
・ 確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係	12
・ 公的年金等に係る課税の仕組み	13

○金融証券関係

- ・エンジェル税制

○少子化・家族関係

- ・控除のあり方

○住宅・土地関係

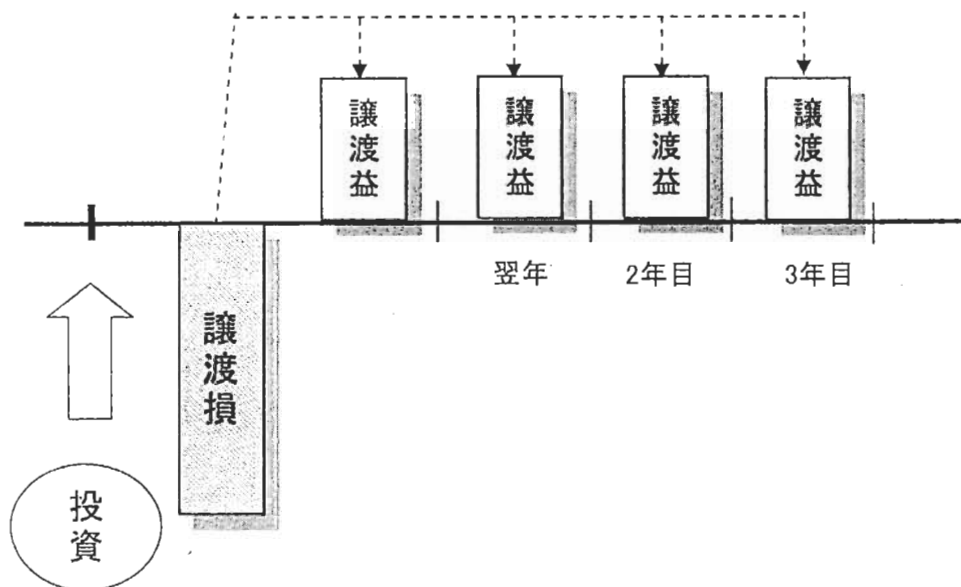
- ・居住用財産の買換え等に係る特例
- ・土地の譲渡所得等に係る各種特例

○その他

- ・電子政府の推進
- ・年金税制

エンジェル税制（個人住民税）

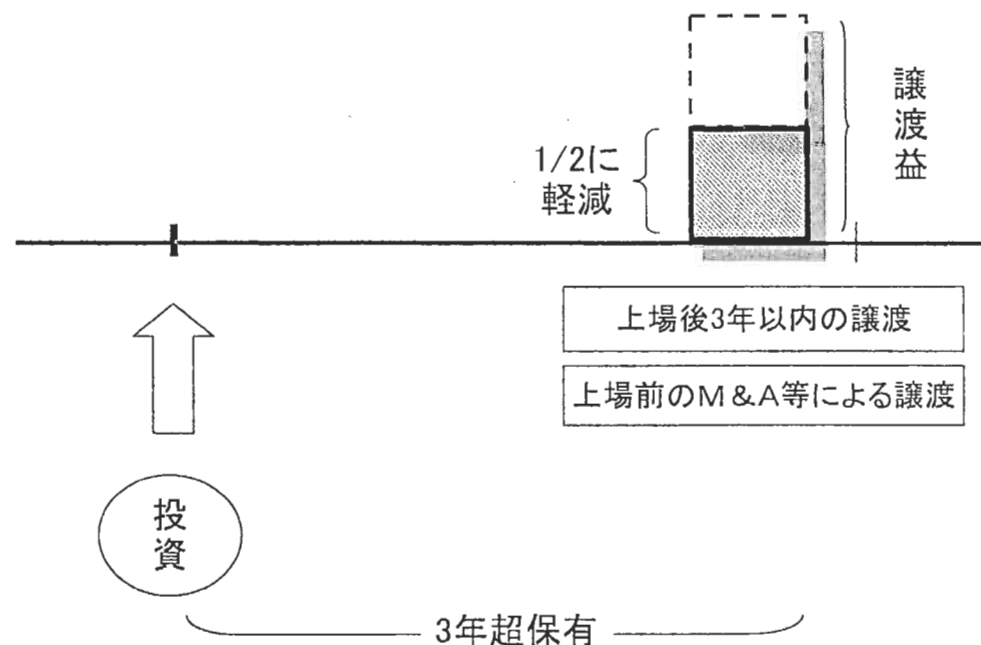
1. ベンチャー企業が事業に失敗し、損失が生じた場合の優遇（平成9年度改正）



上場等の前に譲渡等による損失が生じたときは、翌年以後3年間の繰越控除

2. 事業が成功した場合の優遇（平成12年度改正）

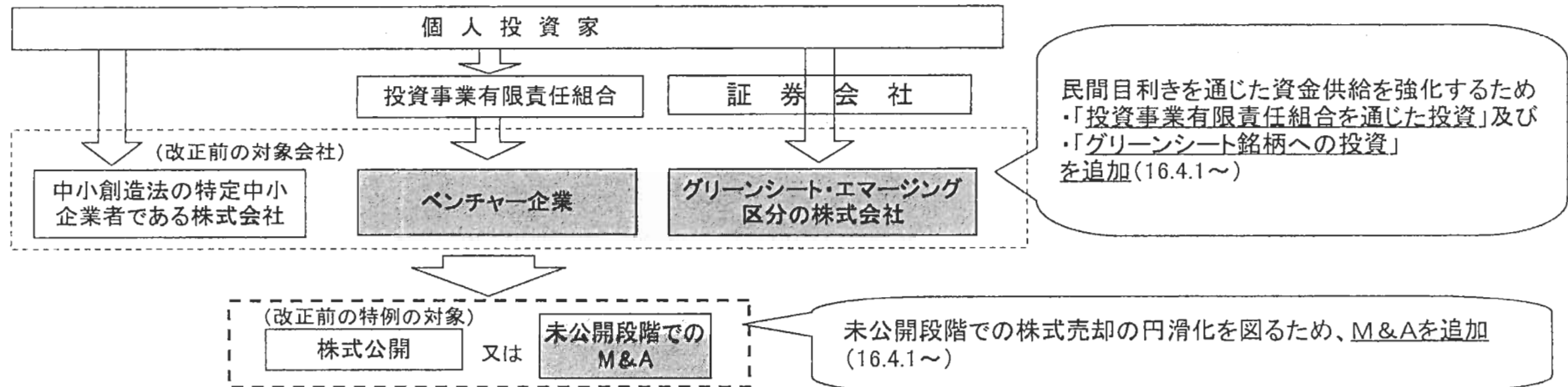
（適用期限）平成19年3月31日までに取得した株式について適用



譲渡の日において3年超保有していた特定株式を、上場後3年以内又は上場前のM&A等により譲渡したときは、その譲渡益（税負担）を2分の1に軽減

エンジェル税制の改正（個人住民税）

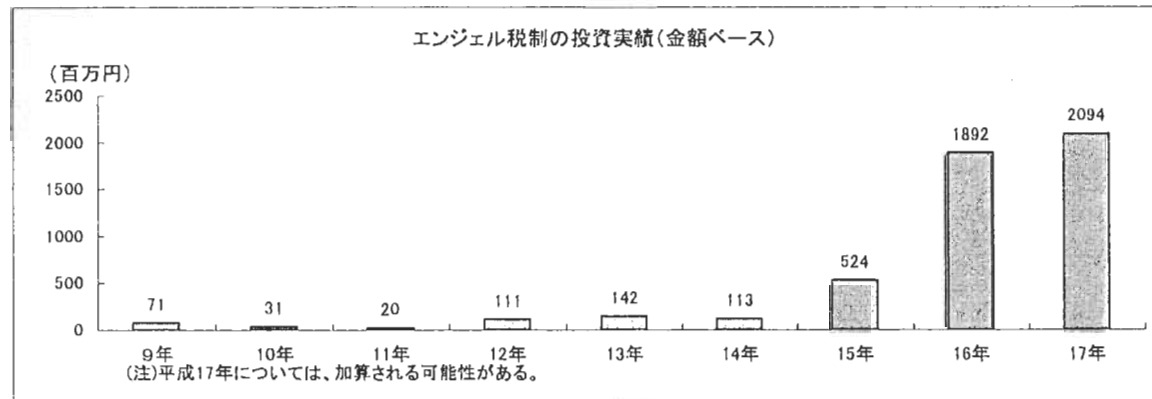
【平成16年度改正】



【平成17年度改正】

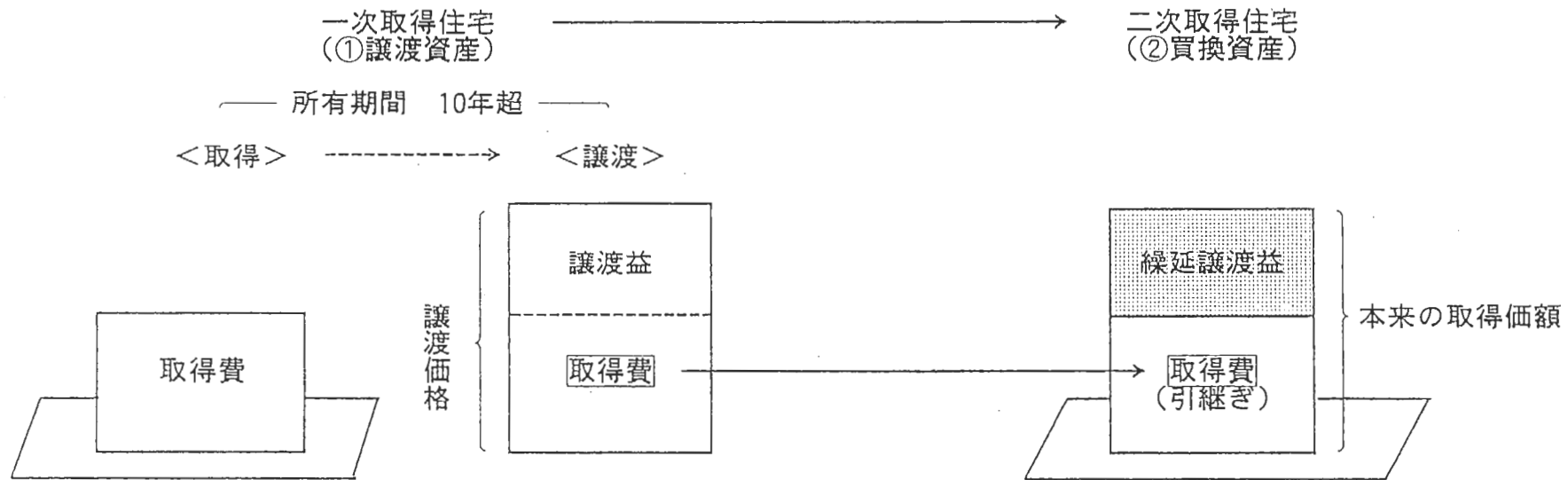
対象となるベンチャー企業に特定地域再生事業会社を追加

【エンジェル税制の実績】



- 今後の論点
- ・対象企業の範囲
 - ・対象企業の認定手続
 - ・繰越控除の対象
- 等

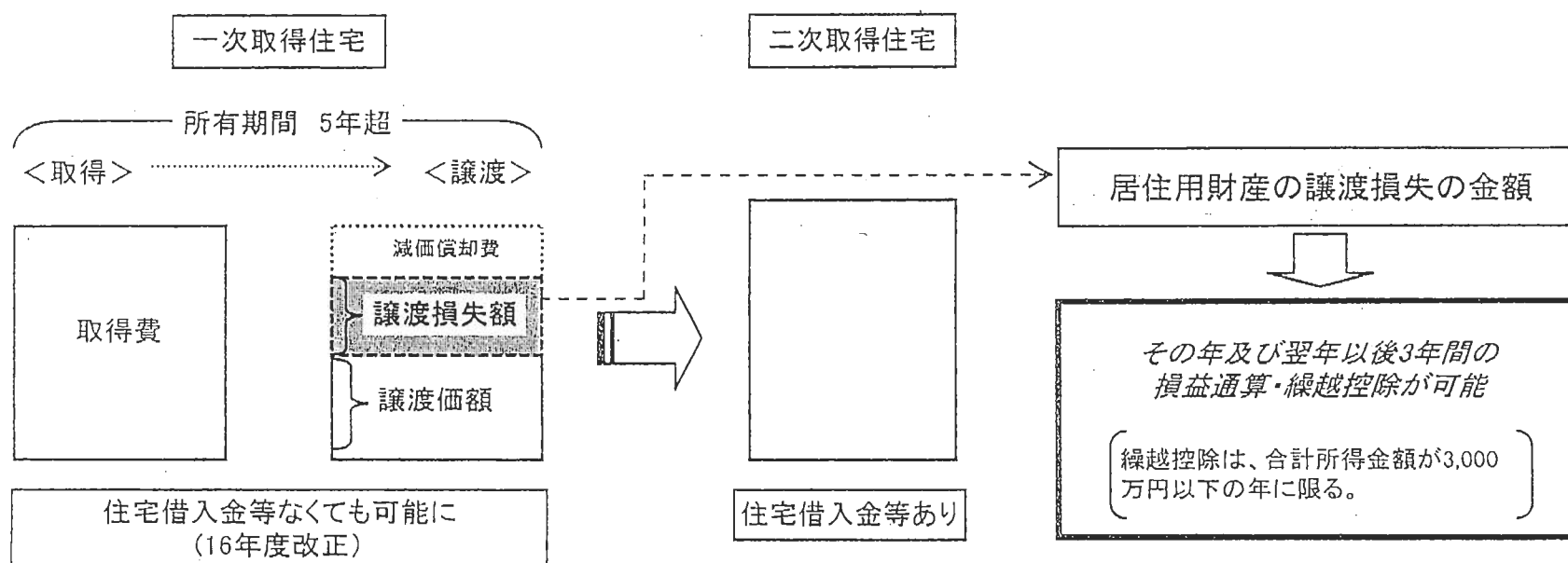
居 住 用 財 産 の 買 換 え 特 例 制 度



〔主な要件〕

①譲渡資産	所有期間が10年超の居住用家屋及びその敷地等
②買換資産	イ 居住用家屋（床面積50㎡以上 280㎡以下）及びその敷地（面積 500㎡以下） ロ 既存住宅である耐火建築物の場合 築後経過年数が25年以内又は地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準若しくはこれに準ずるものに適合する一定のもの ハ 譲渡日の前年の1月1日から譲渡年の12月31日までの間に取得をして、取得日から譲渡日の翌年12月31日までの間に自己の居住の用に供すること又は供する見込みであること
③適用期限	平成5年4月1日～平成18年12月31日

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除

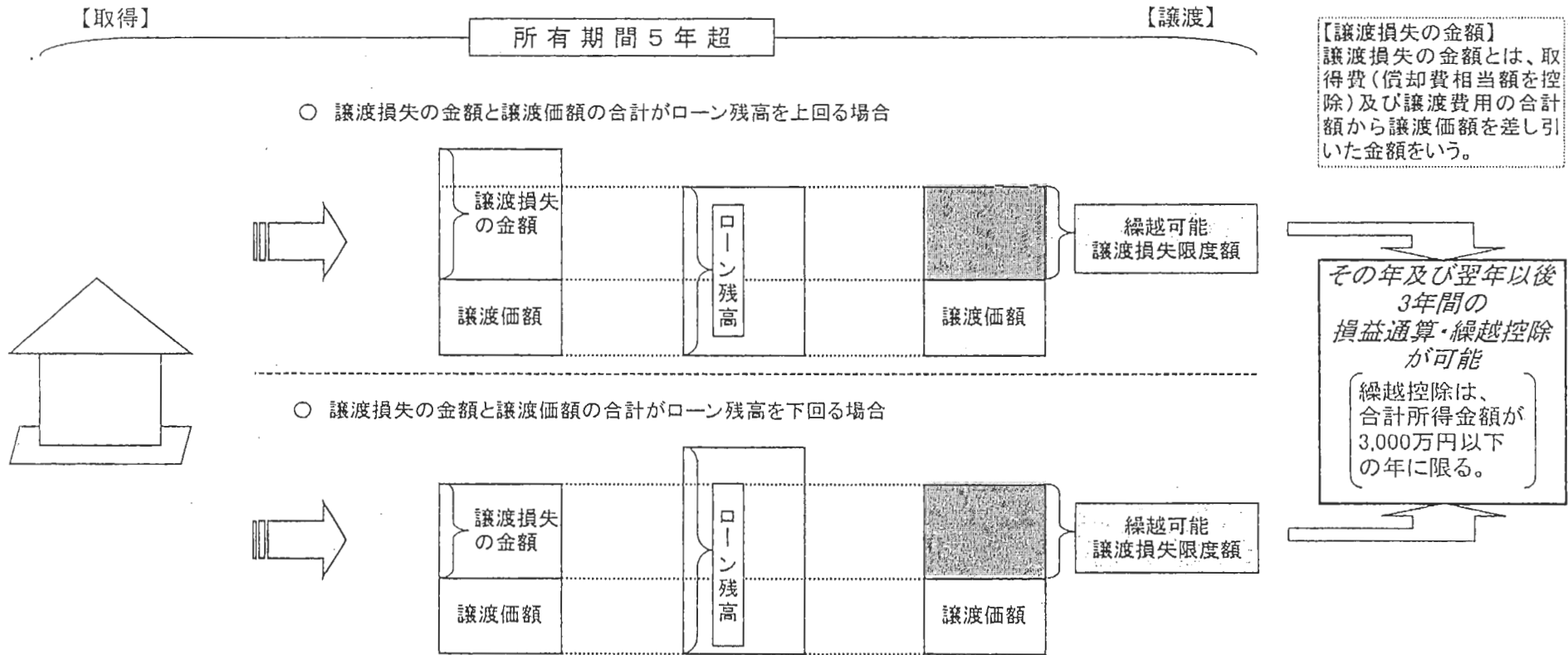


〔主要要件〕

①譲渡資産	所有期間が5年超の居住用家屋及びその敷地等
住宅借入金等	要件なし
②買換資産	イ 居住用家屋(床面積50㎡以上)及びその敷地 ロ 譲渡年の前年1月1日から翌年12月31日までの間に取得をして、取得日からその翌年12月31日までの間に自己の居住の用に供すること又は供する見込みであること
住宅借入金等	繰越控除の適用年の年末において買換資産の取得に係る一定の住宅借入金等があること
③敷地に係る譲渡損失の金額	500㎡超の敷地に対応する部分の譲渡損失の金額は繰越控除の対象とならない。
④住宅ローン減税との関係(所得税)	買換資産について住宅ローン減税を適用することができる。
⑤所得要件	繰越控除は合計所得金額3,000万円以下の年に限る。
⑥適用期限	平成10年1月1日～平成18年12月31日

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除制度

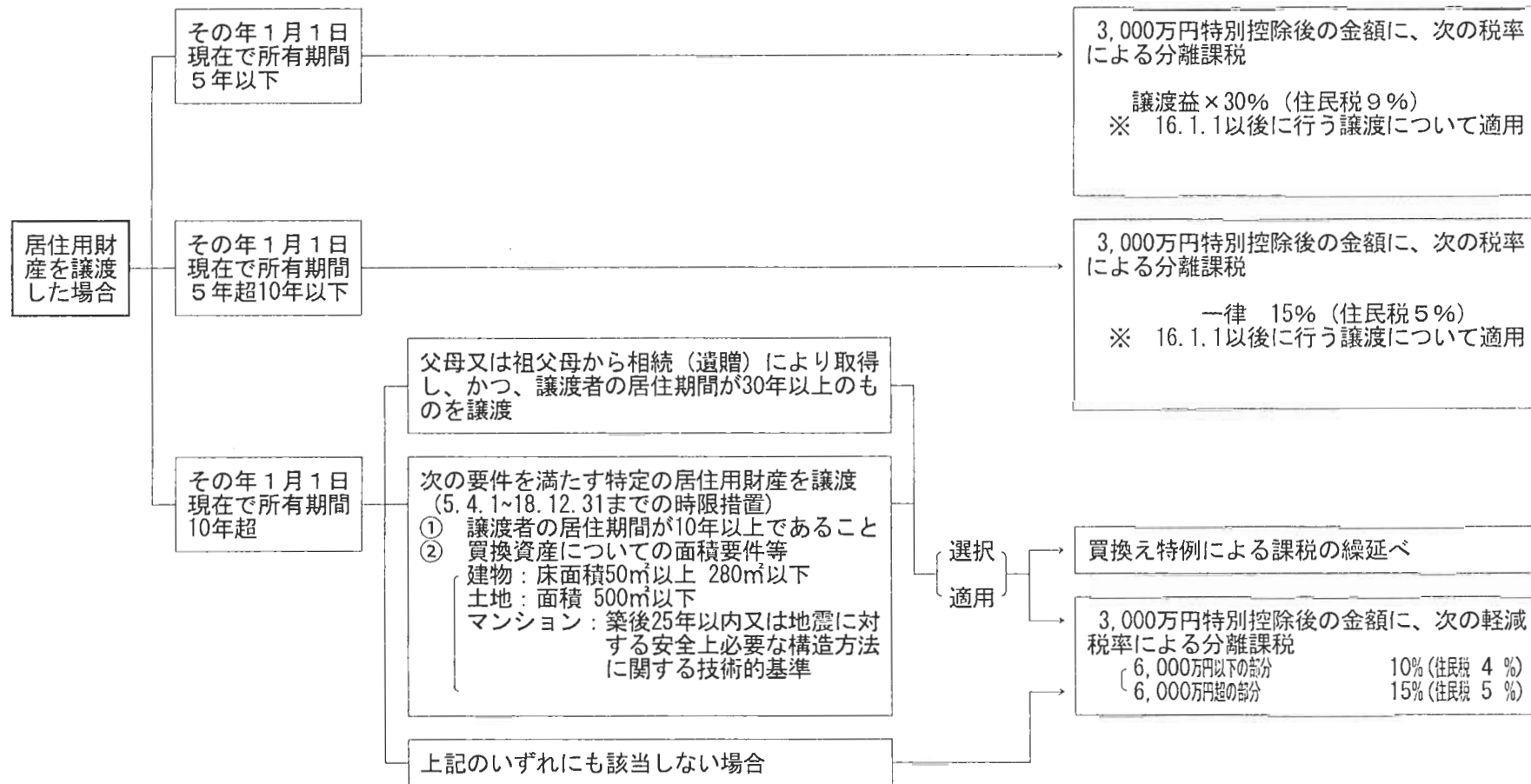
居住用財産の譲渡損失の金額のうち、譲渡資産に係る住宅ローンの残高が譲渡価額を超える場合のその差額を限度として譲渡損失の繰越控除を認める制度



【主な要件】

①譲渡資産	所有期間が5年超の居住用家屋及びその敷地等
②譲渡資産に係る譲渡損失の金額	譲渡に係る契約を締結した日の前日において譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金等があること
③所得要件	対象となる損失の金額は譲渡資産に係る一定の住宅借入金等の金額から譲渡資産の対価の額を控除した残額が限度となる。
④適用期限	繰越控除は合計所得金額3,000万円以下の年に限る。
	16年1月1日～18年12月31日

居住用財産の譲渡所得に関する課税関係



（注）居住用財産とは、現に居住の用に供している家屋又はその家屋とともに譲渡される敷地（土地又は借地権）をいう。

- （備考）
1. 居住用財産を買い換えた場合において譲渡損失の金額があるときは、一定の要件の下で、その譲渡損失の金額についてその年の翌年以後3年間の繰越控除が認められる（10.1.1～18.12.31までの期間内に譲渡した場合）。
 2. 居住用財産を譲渡した場合において譲渡損失の金額があるときは、一定の要件の下で、その譲渡損失のうち、譲渡資産に係る住宅ローンの残高が譲渡価額を超える場合のその差額を限度として、その譲渡損失の金額についてその年の翌年以後3年間の繰越控除を認める制度を創設する（16.1.1～18.12.31までの期間内に譲渡した場合）。

土地譲渡益課税制度の概要

【個人の場合】

○ 譲渡益に対する課税

5 年 以 内	5 年 超	10 年 超
譲渡益×30%（住民税9%）	〔基本的な課税〕 一律15%（住民税5%） （適用期限なし） 〔特例措置〕 ○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の軽減税率の特例 2,000万円以下の部分・・・10%（住民税4%） 2,000万円超の部分・・・15%（住民税5%） （平成20年12月31日まで）	
		〔特例措置〕 ○居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例 6,000万円以下の部分・・・10%（住民税4%） 6,000万円超の部分・・・15%（住民税5%） ○相続等により取得した居住用財産の買換え等の特例 ○特定の居住用財産の買換え等の特例 （平成18年12月31日まで）

○ 譲渡損の取扱い

損 益 通 算
土地建物等の譲渡による所得 以外の所得との通算は不可 〔ただし、特定の居住用財産の譲渡 損失は他の所得と損益通算可能〕

○ 特別控除・課税の繰延べ措置

軽減税率との重複適用不可

◎ 収用等のための譲渡	5,000万円
◎ 特定の土地区画整理事業等のための譲渡	2,000万円
◎ 特定住宅地造成事業等のための譲渡	1,500万円
◎ 農地保有合理化等のための譲渡	800万円
◎ 居住用財産の譲渡	3,000万円
◎ 収用交換等により代替資産を取得した場合の課税の特例 等	

【法人の場合】

- 法人の土地譲渡益については、その年の1月1日における所有期間が5年以内のものは10%、5年超のものは5%を通常の法人税額に追加して課税する。

ただし、平成20年12月31日までの間適用停止

- 特別控除・課税の繰延べ措置については、個人と同様の制度がある。

税制における子育て支援のあり方（個人住民税）

		考え方	現行制度	留意点
税制	所得控除	扶養者の担税力の減殺に配慮	子供1人につき、33万円を控除 〔16歳以上23歳未満の子供は、45万円を控除〕	・所得水準にかかわらず基本的に負担軽減効果は同等（比例税率化後） ・ただし、所得が所得控除額を下回る場合（税額が税額控除額を下回る場合）は、負担軽減効果は限定的 また、非納税者には負担軽減効果が及ばない
	税額控除	子育て世帯への財政支援	—	
〔参考〕	手当	子育て世帯への財政支援	児童手当 ・第1子・第2子 60,000円／年 ・第3子以上 120,000円／年 〔小学校修了まで支給 所得制限あり〕	・基本的には税額控除等の負担軽減効果と同じ。ただし、上記のただし書にあるような税額の多寡による影響は受けない ・政府が広く給付を行うこととなるため、政府の規模が拡大する

（注）税源移譲に伴う所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するための控除については考慮していない。

医療費控除の概要

納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合には、次の金額が「医療費控除」として所得控除できる。

(——適用下限額)

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 10万円} \\ \text{② 年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \left(\begin{array}{l} \text{最高限度額} \\ 200 \text{万円} \end{array} \right) \end{array}$$

(注)控除対象とされる医療費の範囲(所令 207)

- (イ) 医師又は歯科医師による診療又は治療の対価
- (ロ) 治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価
- (ハ) 病院、診療所、又は助産所へ収容されるための人的役務の提供の対価
- (ニ) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等による施術の対価
- (ホ) 保健師、看護師又は准看護師による療養上の世話の対価
- (ヘ) 助産師による分べんの介助の対価

電子政府が目指す社会

(背景)

IT革命の進展

情報通信技術(IT)の飛躍的
発展とインターネットの爆発
的普及

ITを活用した社会経済 構造改革

<IT戦略>

- ・5年以内に世界最先端のIT国家
(e-Japan戦略)
- ・いつでも、どこでも、誰でもITの
恩恵を実感できる社会の実現(IT
新改革戦略)

○ITによる医療の構造改革

○世界一便利で効率的な電子行政

○世界一安心できるIT社会 など

- ・家庭や職場がインターネットで政府、地方公共団体に直結
- ・便利で、簡素・効率的かつ透明な政府を実現

行政情報のインターネット公開、 利用促進

- ・法令、白書などの行政情報をインターネッ
トで提供
- ・行政情報にインターネットで一元的にアク
セスできる電子政府の総合窓口を開設

行政運営の透明性の向上

自宅や事務所などから、
インターネットで様々な行
政情報を24時間いつで
も、瞬時に入手可能

行政手続のオンライン化、 ワンストップサービス化の推進

- ・電子申請・申告、電子納税、電子入・開札
- ・複数機関にまたがる手続の一括申請
- ・公民館やスポーツ施設の予約 など

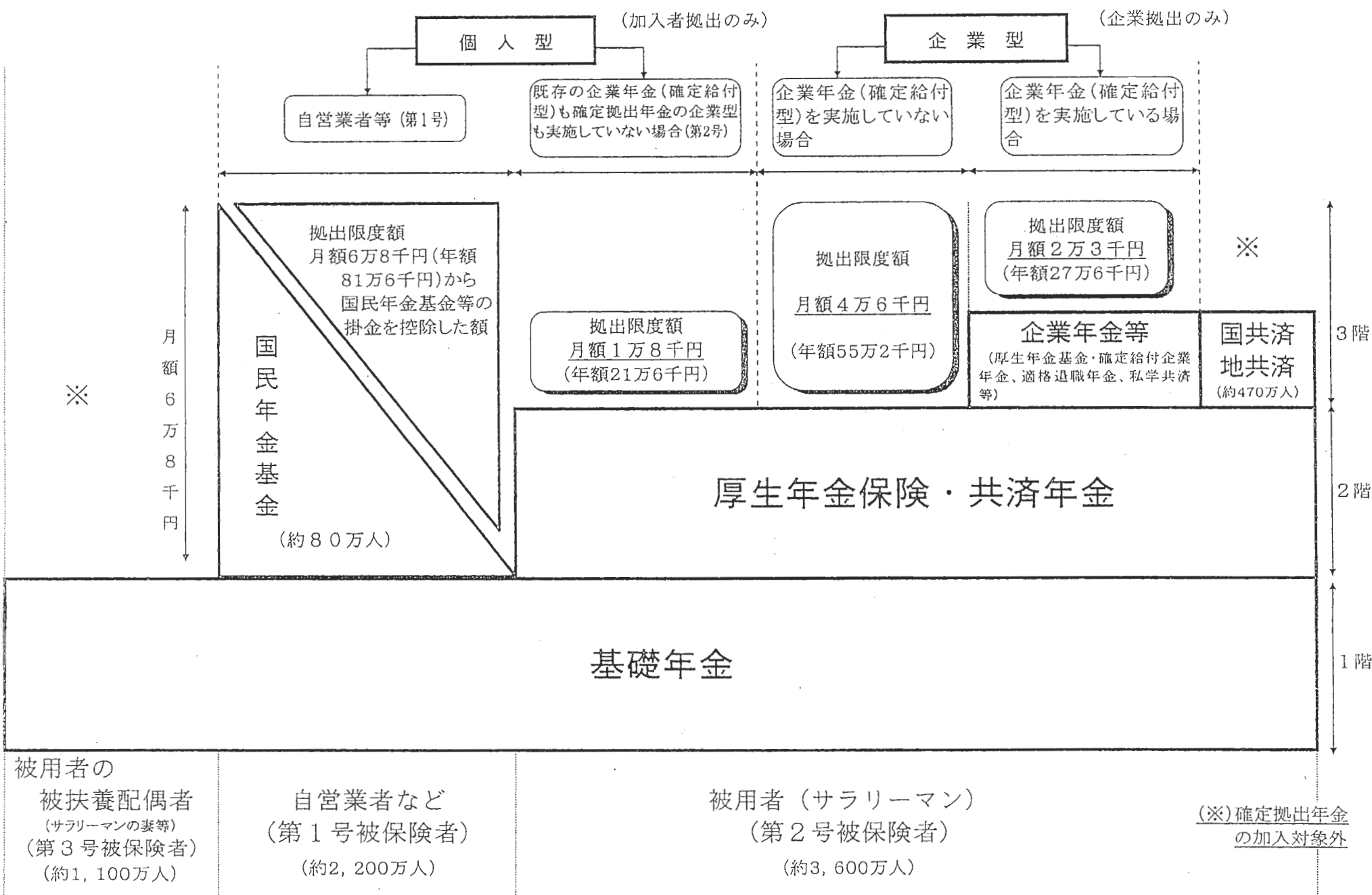
国民の利便性の向上

自宅や事務所などから24時間
いつでも行政手続がインター
ネットで利用可能

行政内部の電子化の推進

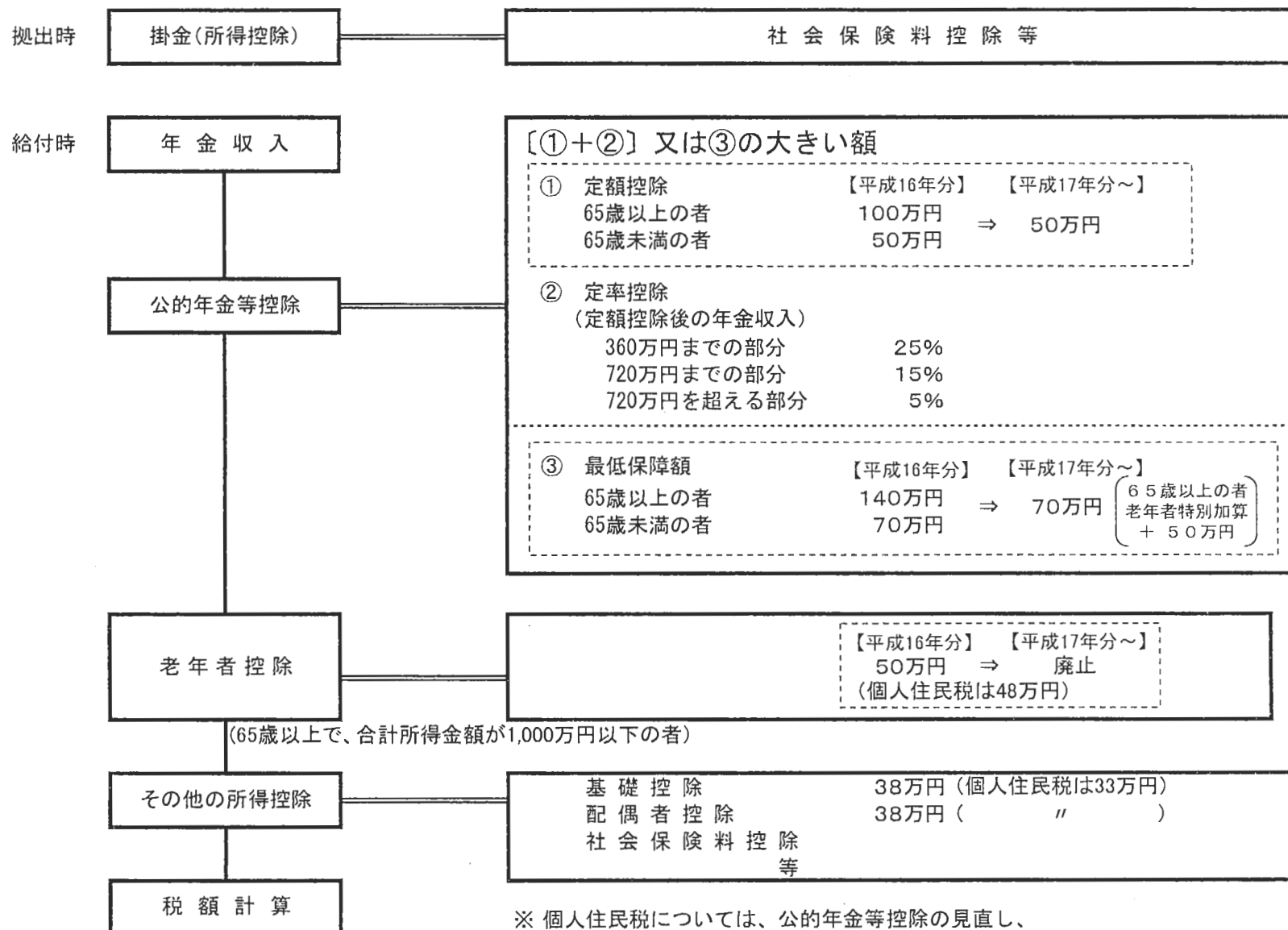
行政運営の効率化・高度化

確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係



公的年金等に係る課税の仕組み

… 16年度改正



※ 個人住民税については、公的年金等控除の見直し、
老年者控除の廃止とともに、平成18年度分から適用。